

別 紙

答申第121号

答 申

1 審査会の結論

島根県警察本部長（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった公文書を不存在として非公開とした決定は、結論において妥当である。

2 本件諮問に至る経緯

(1) 平成28年4月23日に本件審査請求人より、島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づく公文書公開請求があった。

(2) 本件公文書公開請求の内容は、「平成23年11月10日付警察庁丙規発第28号通達において、3その他(2)に基づき、警察庁交通局交通規制課に提出した点検・見直しに係る実施計画及びその実施結果報告に関する資料」である。

(3) この請求に対して、実施機関は、平成28年5月6日付けで公開決定等の期間延長を行った後、平成28年5月20日付けで次のとおり決定を行った。

ア「点検・見直しに係る実施計画」について

「公開請求に係る情報が記録された公文書は保存期間の経過により廃棄したものであり、管理していないため」として、非公開決定を行った。

イ「実施結果報告」について

「『より合理的な交通規制』の推進状況の報告について」を対象公文書として特定し、部分公開決定を行った。

(4) 審査請求人は、上記(3)アの決定を不服として、平成28年5月30日に審査請求を行った。

(5) 島根県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）は、条例第20条第1項の規定に従い、平成28年7月5日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 審査請求人の主張

審査請求人の審査請求書による主張の要旨は次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

島根県警察本部長が行った非公開処分の取消し、公開を求める。

(2) 審査請求の理由

上級行政庁たる警察庁交通局交通規制課への報告書を提出するのに、決裁なく送ることは不自然である。

そうすれば、島根県警察公文書管理規則第6条別表に照らすに、最低でも5年以上の保存期間となる。

同報告書の提出期限が平成24年2月末日とされていることから5年を経過しておらず、保存期間は経過していないので、矛盾する。

4 実施機関の主張

諮問実施機関の非公開理由説明書による主張は、次のとおりである。

- (1) 県警察においては請求にかかる公文書を管理していないため（保存期間の経過により廃棄したもの）、公文書非公開決定を行ったものである。
- (2) 対象文書については、平成 23 年 11 月 10 日付け、警察庁丙規発第 28 号通達「より合理的な交通規制の推進について」（以下「10 年通達」という。）中の 3 の (2) において「本通達に基づく点検・見直しに係る実施計画については、平成 24 年 2 月末日までに警察庁交通局交通規制課宛に報告すること。報告要領は別途通知する。」として、当時、警察庁より報告要領を指示した通知文（以下「別途通知」という。）が発出され、それに基づいて作成されていたものであるが、その別途通知の保存期間が 3 年であったことから、対象文書である警察庁に報告した実施計画は、別途通知とともに既に廃棄されたものである。

5 審査会の判断

(1) 条例の基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

条例の基本理念は原則公開であり、非公開とする情報の範囲を定めるに当たっての基本的な考え方は、請求者の権利と請求された公文書に情報が記録されている個人・法人・その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることにある。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、「平成 23 年 11 月 10 日付警察庁丙規発第 28 号『より合理的な交通規制の推進について（通達）』の 3 の (2) に基づき、警察庁交通局交通規制課に提出した点検・見直しに係る実施計画」である。

(3) 本件対象公文書の確認について

ア 実施機関は、本件対象公文書である警察庁に報告した実施計画は、別途通知に基づいて作成されていたものであるが、別途通知の保存期間が 3 年であったことから、別途通知とともに既に廃棄したものであると主張している。

一方、審査請求人は、島根県警察公文書管理規則第 6 条別表に照らすと、最低でも 5 年以上の保存期間となると主張している。

このため当審査会としては、本件対象公文書の存在の有無及び文書の管理状況等を調査する必要があると判断したことから、実施機関である島根県警察本部において、条例第 27 条の規定に基づく委員を派遣して、実地による調査を行った。

イ 事前に当審査会から実施機関に対して、当該事案に関する関係資料の提出を求め確認したところ、上記アの「別途通知」は、「2011 年情報公開目録（交通規制課）」に記載のあるファイルのうち、「（大分類）総記－（中分類）通達－（ファイル名）警察庁通達」のフォルダーに区分し、管理されていたものと認められる。

なお、この「警察庁通達」フォルダーは、保存期間の区分が「継続使用」とされており、この区分のフォルダーでは、3年や10年等様々な保存期間の公文書を保存しており、個々の公文書の保存期間が満了した際に、該当の公文書だけを抜き出して廃棄するという運用がなされている。また、フォルダー自体は廃棄せずに累年使用しているものである。

実施機関の交通規制課において、当審査会が実地に公文書の保存状況を確認したところ、当該「警察庁通達」フォルダーの中に本件対象公文書は確認できず、また、その他に本件対象公文書の存在をうかがわせる事情も認められなかった。ウ なお、この際、実施機関の公文書の管理状況等について聴取したところ以下のとおり説明を受けた。

(ア) 保存期間が10年とされている通達に基づいた公文書であっても、一連のまとまった公文書として保存期間を10年とする取扱いはしておらず、具体的な報告手順・期限、様式等を示した別途発出する個別の通達の保存期間を3年と定めていれば、3年で廃棄するのが一般的な取扱いである。

(イ) 予め保存期間を定めたフォルダーを廃棄する際には廃棄対象リストを作成するが、「継続使用」フォルダーに区分された公文書は、公文書それぞれに定めた保存期間の満了後に当該公文書を取り出して廃棄しており、廃棄した記録は残していない。

(4) 公文書の保存及び廃棄について

島根県公文書等の管理に関する条例（平成23年3月11日島根県条例第3号。以下「公文書管理条例」という。）第1条は「この条例は、公文書等の管理に関する基本的事項を定めることにより、公文書の適正な管理（中略）を図り、もって県政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、県（中略）の有するその諸活動を現在及び将来において説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。」と規定しており、公文書の適正な管理は県における情報公開制度の前提となるものである。

また、同条例第7条第2項では「実施機関は、能率的な事務又は事業の処理及び公文書の適切な保存に資するよう、単独で管理することが適当であると認める公文書を除き、適時に、相互に密接な関連を有する公文書（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を一の集合物にまとめなければならない。」とされている。

これらの規定によれば、当該公文書に基づき行った県の諸活動について、将来においても説明する責務を全うする必要があるものについては、適切な期間を設定して保存する必要があるものと思料される。

本件対象公文書については、10年通達を実施するための措置として作成された計画であることから、上記公文書管理条例の趣旨に鑑みれば、少なくとも根拠となる10年通達に見合った期間で保存されるべき性格のものであったと思料されるが、この点の考え方について、実施機関からは上記5(3)ウ(ア)以上の説明は得られなかった。

また、上記5(3)ウ(イ)で聴取したとおり、「継続使用」フォルダーに区分されている本件対象公文書の廃棄記録は残されていないため、具体的な廃棄時点を確認することもできなかった。今後、実施機関は、フォルダーを廃棄する際の取扱いを参考とするなどにより、「継続使用」フォルダーに区分される公文書の廃棄につ

いても、何らかの記録を残す取扱いを検討することが望ましい。

以上、実地調査において本件対象公文書が存在しないことを確認したこと、また、実施機関の説明からも本件対象公文書の存在をうかがわせる事情は特に認められないことから、本件非公開決定は結論において妥当である。

(5) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(諮問第132号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成28年7月5日	諮問実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
平成28年7月27日	諮問実施機関から非公開理由説明書を受理
平成31年3月14日 (審査会第1回目)	審議
平成31年4月25日 (審査会第2回目)	審議
令和元年5月30日 (審査会第3回目)	審議
令和元年6月19日 (審査会第4回目)	審議
令和元年7月23日	実地調査
令和元年7月31日 (審査会第5回目)	審議
令和元年8月29日 (審査会第6回目)	審議 (第1部会)
令和元年9月19日 (審査会第7回目)	審議 (第1部会)
令和元年10月9日 (審査会第8回目)	審議 (第1部会)
令和元年11月14日 (審査会第9回目)	審議 (第1部会)
令和元年12月19日 (審査会第10回目)	審議
令和2年3月4日	島根県情報公開審査会が諮問実施機関に対して答申

(参考)

島根県情報公開審査会委員名簿

氏名	現職	備考
藤田 達朗	国立大学法人島根大学理事・副学長	会長、第1部会長
永松 正則	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長代理、第2部会長
木村 美斗	行政書士	第1部会
桐山 香代子	弁護士	第1部会 (H31.4.1~R1.9.19)
永野 茜	弁護士	第1部会 (R1.10.2~)
マユーあき	公立大学法人島根県立大学人間文化学部教授	第2部会
和久本 光	弁護士	第2部会